**平成２５年（フ）第１１９１６号**
東京都足立区加賀２丁目31―２―603
債務者　金村朋子こと　金　　明順
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１９２２号**
神奈川県藤沢市善行５丁目13番３号　パチェントビレッジB101
債務者　広浜　秀治
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１６４号**
沖縄県中頭郡中城村字和宇慶793番地３
債務者　福仲美代子（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第５１０号**
静岡県浜松市中区上島５丁目17番21号　一福荘11号室
債務者　小倉登美子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第１１６３５号**
東京都西東京市芝久保町２―21―27―101、住民票上の住所東京都西東京市芝久保町１丁目20―23
債務者　重澤　春枝
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１８１６号**
東京都葛飾区鎌倉３丁目56―３―202
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１８２７号**
東京都練馬区北町５丁目８―20
債務者　矢作　一弘
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１８２９号**
東京都稲城市長峰３丁目２　杜の一番街１―208
債務者　橘　由美子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１８３０号**
東京都多摩市和田1261―29―201
債務者　岩崎　哲子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１８７１号**
千葉県柏市北柏２丁目５－４―208
債務者　石井　貴之
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止

**平成２５年（フ）第５４５号**
さいたま市大宮区櫛引町１丁目500番地
破産者　有限会社松成興業
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６６号**
千葉県佐倉市白銀４丁目12番地１
破産者　有限会社ツカサエンジニアリング
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２５年（フ）第１９５号**
北九州市八幡西区本城１丁目３番28―203号
破産者　株式会社ブリーズ
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第２９号**
栃木県那須塩原市太夫塚２丁目201番地11
破産者　荻野八重子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２５年（フ）第５８８号**
名古屋市北区長喜町４丁目21番地の１
破産者　治建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１３号**
三重県員弁郡東員町大字山田2534番地の19
破産者　株式会社システムアビリティ
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２５年（フ）第１１４号**
三重県四日市市西日野町2905番地
破産者　まんが喫茶Ｄ―ｐｏｃｋｅｔこと　後藤　貴治
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第２５４０号**
最後の住所大阪府茨木市大字車作308番地
破産者　被相続人亡下野務相続財産
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部